



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年12月23日(月) 号外(第6号)

## 目次

ページ

### 教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(学校人事課) 2

### 人事委員会規則

- 令和六年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 3
- 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 3
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 4

### 企業管理規程

- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(企業局総務課) 7

### 病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(病院局経営戦略課) 7

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十四号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百二十一・五以上百分の二百五」を「百分の百二十六・五以上百分の二百十五」に改め、同項第二号中「百分の百十以上百分の百二十一・五」を「百分の百十五以上百分の百二十六・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十八・五」を「百分の百三・五」に改め、第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の五十・二五」を「百分の五十二・七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十六・七五」を「百分の四十九・二五」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正) 第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号。附則第二項において「改正規則」という。)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第四十四条の七第一項第一号から第三号まで」を「第四十四条の七第一項各号」に、「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める。 附則第五項中「第四十四条の七の二第一号及び第二号」を「第四十四条の七の二第一項各号」に、「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める。

附則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 第二条の規定(改正規則附則第四項の改正規定(「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める部分を除く。))及び改正規則附則第五項の改正規定(「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める部分を除く。)に限る。)による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項の規定並びに第二条の規定(改正規則附則第四項の改正規定(「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める部分に限る。))及び改正規則附則第五項の改正規定(「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める部分に限る。)による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は同年十二月一日から適用する。

人事委員会規則

令和六年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十七号

令和六年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則

(趣旨) 第一条 この規則は、群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第八十一号)附則第二条の規定に基づき、最高の号給を超える給料月額を受けていた任期付研究員等の給料月額の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項の規定による給料月額の切替え) 第二条 令和六年四月一日(以下「適用日」という。)の前日において群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)第五条第五項の規定による給料月額を受けていた職員の前日における給料月額は、その者の適用日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

前日における給料月額	新給料月額
899,000 円	926,000 円
968,000 円	979,000 円

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額の切替え) 第三条 適用日の前日において群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第七条第三項の規定による給料月額を受けていた

職員の適用日における給料月額、その者の適用日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

適用日の前日における給料月額	新給料月額
960,000 円	979,000 円
968,000	979,000

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和五年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期待研究員等の給料月額の切替えに関する規則(令和五年群馬県人事委員会規則第二十四号)は、廃止する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十八号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第一項第一号中「百分の百二十一・五以上百分の二百五」を「百分の百二十六・五以上百分の二百十五」に、「百分の百四十五・五以上百分の二百四十五」を「百分の百五十・五以上百分の二百五十五」に改め、同項第二号中「百分の百十以上百分の百二十一・五」を「百分の百十五以上百分の百二十六・五」に、「百分の百三十一以上百分の百四十五・五」を「百分の百三十六以上百分の百五十・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十八・五」を「百分の百三・五」に、「百分の百十八・五」を「百分の百二十三・五」に改める。

第二十九条の七の二第一項第一号中「百分の五十・二五」を「百分の五十二・七五」に、「百分の六十・二五」を「百分の六十二・七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十六・七五」を「百分の四十九・二五」に、「百分の五十六・七五」を「百分の五十九・二五」に改める。

第三十条の五第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第八号。附則第二項において「改正規則」という。)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二十九条の七第一項第一号から第三号まで」を「第二十九条の七第一項各号」に、「百分の二百五」を「百分の二百十五」に、「百分の二百四十五」を「百分の二百五十五」に改める。

附則第五項中「第二十九条の七の二第一項第一号及び第二号」を「第二十九条の七の二第一項各号」に、「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十一・五」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定(改正規則附則第四項の改正規定(「第二十九条の七第一項第一号から第三号まで」を「第二十九条の七第一項各号」に改める部分に限る。))及び改正規則附則第五項の改正規定(「第二十九条の七の二第一項第一号及び第二号」を「第二十九条の七の二第一項各号」に改める部分に限る。))による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十九条の七第一項及び第二十九条の七の二第一項の規定並びに第二条の規定(改正規則附則第四項の改正規定(「第二十九条の七第一項第一号から第三号まで」を「第二十九条の七第一項各号」に改める部分に限る。))及び改正規則附則第五項の改正規定(「第二十九条の七の二第一項第一号及び第二号」を「第二十九条の七の二第一項各号」に改める部分に限る。))による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は同年十二月一日から適用する。

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十九号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十六号裏面、別記様式第二十七号裏面及び別記様式第二十八号裏面  
中「**澁**」を「**甚澁**」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

**群馬県人事委員会規則第二十号**

**初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	30,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	29,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	28,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	27,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	26,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	23,500
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	49,800	21,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	48,000	18,500
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	46,200	16,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	44,400	13,500
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	42,600	11,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	40,800	8,500
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	39,000	6,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	37,200	3,500
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	35,800	1,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	18,200	
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。					
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。					
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。					

別表第二(附則第2項関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	291,600	259,300	217,000	36,100	21,000
1年以上2年未満	291,600	259,300	217,000	36,100	20,300
2年以上3年未満	291,600	259,300	217,000	36,100	19,600
3年以上4年未満	291,600	259,300	217,000	36,100	18,900
4年以上5年未満	291,600	259,300	217,000	36,100	18,200
5年以上6年未満	291,600	259,300	217,000	36,100	16,500
6年以上7年未満	291,600	259,300	217,000	34,900	14,700
7年以上8年未満	291,600	259,300	217,000	33,600	13,000
8年以上9年未満	291,600	259,300	217,000	32,300	11,200
9年以上10年未満	291,600	259,300	217,000	31,100	9,500
10年以上11年未満	291,600	259,300	217,000	29,800	7,700
11年以上12年未満	291,600	259,300	217,000	28,600	6,000
12年以上13年未満	291,600	259,300	217,000	27,300	4,200
13年以上14年未満	291,600	259,300	217,000	26,000	2,500
14年以上15年未満	291,600	259,300	217,000	25,100	700
15年以上16年未満	291,600	259,300	217,000	24,100	
16年以上17年未満	288,500	256,500	214,700	23,100	
17年以上18年未満	285,500	253,700	212,400	22,100	
18年以上19年未満	282,400	250,900	210,100	21,100	
19年以上20年未満	279,300	248,100	207,800	20,200	
20年以上21年未満	276,200	245,300	205,500	19,200	
21年以上22年未満	265,000	235,500	197,100	18,800	
22年以上23年未満	252,100	224,300	187,600	18,300	
23年以上24年未満	238,800	212,700	178,200	17,600	
24年以上25年未満	225,500	201,200	168,700	17,200	
25年以上26年未満	211,800	189,600	159,300	16,800	
26年以上27年未満	197,100	176,000	147,400	16,400	
27年以上28年未満	182,400	162,300	135,500	16,000	
28年以上29年未満	167,700	148,700	123,600	15,400	
29年以上30年未満	152,300	135,000	111,700	15,200	
30年以上31年未満	136,900	120,700	99,400	14,900	
31年以上32年未満	121,500	106,300	87,200	14,500	
32年以上33年未満	105,400	92,000	74,900	13,900	
33年以上34年未満	89,300	76,900	60,900	13,200	
34年以上35年未満	73,200	61,900	46,900	12,700	
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。					
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。					
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。					

附則  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の規定は、令和六年四月一日から適用する。

■ 企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和六年十二月二十三日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第十号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十六条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

附則

(施行期日等)  
1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十五条第二項及び第三項並びに第十六条第二項第一号及び第二号の規定は、令和六年十二月一日から適用する。  
(給与の内払)

2 改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和六年十二月二十三日

群馬県知事 山本一太

群馬県病院管理規程第九号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

別表第六中「三〇九、二〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」に、「三〇六、七〇〇円」を「三〇七、五〇〇円」に、「三〇四、三〇〇円」を「三〇五、一〇〇円」に、「三〇一、八〇〇円」を「三〇二、六〇〇円」に、「二九九、三〇〇円」を「三〇〇、一〇〇円」に、「二九四、四〇〇円」を「二九五、五〇〇円」に、「二八九、五〇〇円」を「二九〇、八〇〇円」に、「二八四、六〇〇円」を「二八六、二〇〇円」に、「二七九、七〇〇円」を「二八一、五〇〇円」に、「二六九、四〇〇円」を「二七一、四〇〇円」に、「二五九、〇〇〇円」を「二六一、三〇〇円」に、「二四八、七〇〇円」を「二五一、一〇〇円」に、「二三八、三〇〇円」を「二四一、〇〇〇円」に、「二三六、二〇〇円」を「二三九、一〇〇円」に、「二二四、一〇〇円」を「二二七、三〇〇円」に、「二〇二、〇〇〇円」を「二〇五、四〇〇円」に、「一八九、九〇〇円」を「一九三、五〇〇円」に、「一七六、七〇〇円」を「一八〇、六〇〇円」に、「一六三、五〇〇円」を「一六七、八〇〇円」に、「一五〇、二〇〇円」を「一五四、九〇〇円」に、「一三七、〇〇〇円」を「一四二、〇〇〇円」に、「一一八、七〇〇円」を「一二四、五〇〇円」に、「一〇〇、八〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「七六、二〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「五一、九〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)  
1 この規程は、公布の日から施行する。  
2 改正後の別表第六の規定は、令和六年四月一日から適用する。  
3 改正後の第二十九条第二項及び第三項並びに第三十条第二項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。  
(給与の内払)

4 改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---